

## RFESC02 株を利用して生産されたリボフラビンに係る食品健康影響評価について

### 1. 趣旨

「RFESC02 株を利用して生産されたリボフラビン」については、平成 29 年 4 月 5 日付けで DSM ニュートリションジャパン株式会社より遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、リボフラビンの生産性を向上させるため、*Bacillus subtilis* BS5596 株を宿主とし、リボフラビンの生合成に関与する遺伝子の導入等を行った RFESC02 株を利用して生産されたリボフラビンである。本組換え体は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

### 3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来のリボフラビンと比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。